

**法第3条第3項の規定に基づく
面積単価の一部改正について
(案)**

**平成19年3月
農林水産省**

○「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第3条第3項及び第5項の規定により、生産条件不利補正交付金の単価を定めるに当たり、同条第7項の規定により、食料・農業・農村政策審議会に諮問。

(参考)「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)

(第3条第1項)

政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。)に応じて交付する交付金
- 二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

(第3条第2項)

前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

(第3条第3項)

面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

(第3条第4項)

第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

(第3条第5項)

数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

(第3条第6項)

農林水産大臣は、面積単価又は数量単価(以下「面積単価等」という。)を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

(第3条第7項)

農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(第3条第8項)

農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

○ 面積単価（過去の生産実績に基づく交付金における地域別面積単価）

- 過去の生産実績に基づく交付金における面積単価は、特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮するとともに、長期にわたり安定的かつ継続的に支援を講じていくとの考え方に基づき、生産条件不利補正交付金の相当程度を占めるものとなるよう算定。
- また、面積単価は、これまでの生産性向上努力や支払実績を反映できるよう各地域の単収水準を考慮し、地域ごとに算定。
- 具体的には、全国のア面積単価を単価の算定に用いた単位面積当たり収穫量により除して得られた数値に、市町村ごとの単収を乗じることにより、市町村別に面積単価を定める。

○ 面積単価（全国）

（単位：円/10a）

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
27,740	21,070	18,290	23,750	20,230	28,910	37,030

（第3条第3項）

面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

○ 市町村別の面積単価の算定方法

市町村別の面積単価 = 面積単価（全国）÷ 単位面積当たり収穫量（全国）× 該当する市町村の単収

○ 単位面積当たり収穫量（全国）

（単位：kg/10a）

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
388	362	322	333	203	5,760	4,350

○ 市町村ごとの単収の考え方

- 市町村別の面積単価の算定に用いる単収は、各市町村の豊凶の影響を受けていない平年的な収穫量水準とする。
- 具体的には、農業災害補償制度において算出される市町村ごとの単収を基本とする。

※ 市町村の単収が設定されていない場合の取扱い

- ① 市町村の範囲で単収が設定できない場合、当該市町村の所在する共済組合の通知単収
- ② 共済組合の範囲で単収が設定できない場合は、当該共済組合の所在する都道府県の通知単収
- ③ 都道府県の範囲で単収が設定できない場合は、全国を9つの地域ブロックに区分し、平成17年度の作付面積の加重平均により算出して得られる当該都道府県の所在する地域ブロックの単収
- ④ 地域ブロックの範囲で単収が算出できない場合は、③と同様の方法により算出して得られる全国の単収

- 単価の設定市町村において合併があった場合、合併前の旧市町村に係る単価を適用する。

今般、法の本格施行日（平成19年4月1日）を表示基準日とし、当該基準日までに合併した市町村名の表示の変更等を目的として、別表1について所要の修正を行う。